

福祉サービス第三者評価制度について

1 福祉サービス第三者評価とは

福祉サービスを公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的に評価するものです。

社会福祉法第78条は、国に、「福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置」を講ずる努力義務を課しています。福祉サービス第三者評価制度は、この規定に基づいて創設されました。

社会福祉法

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

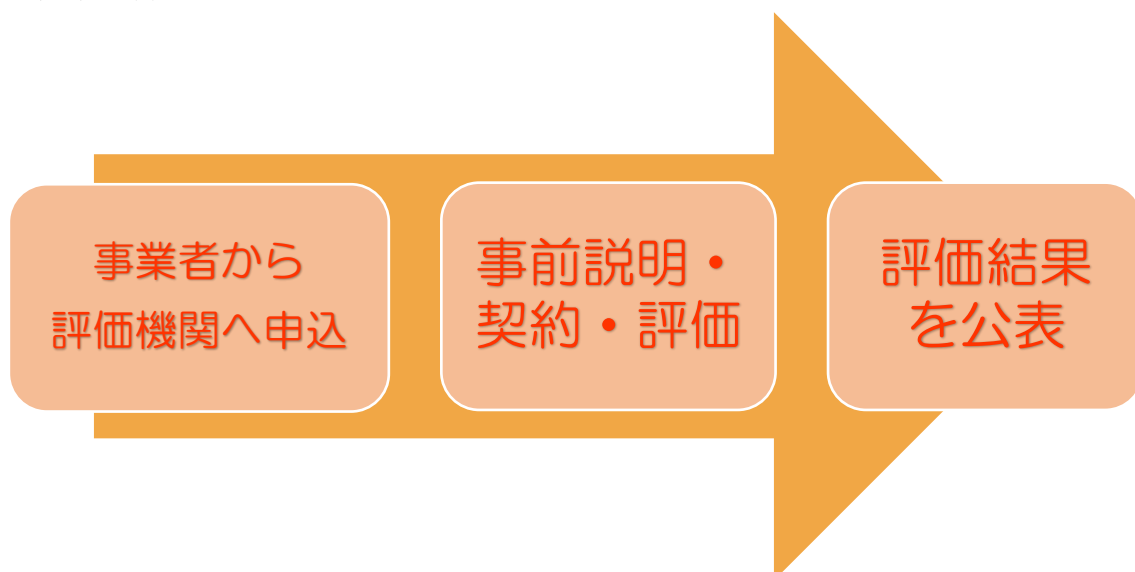
2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 概要

(1) 目的

- ・事業者の皆さんに、**自らの優れている部分や、より向上できる部分**を認識していただき、サービスの質の向上に向けて取り組んでいただくこと。
- ・福祉施設・事業所の利用を考えている方に客観的な情報を提供すること。

(2) 評価



※県内の評価機関は、5のとおり。

(3) 評価の流れ

- ・評価機関へ申込後、評価機関から自己評価シートなど指示された書類の準備、提出をする。

(例) 自己評価シート（高齢者福祉サービス版）一部抜粋

高齢者福祉サービス版自己評価シート【内容評価基準】				
A-1 生活支援の基本と権利擁護				
(1) 生活支援の基本	評価結果	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)		
① 利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。	☐	ア	利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。	
判断した理由・特記事項等	☐	イ	日々の支援において利用者の自立に配慮して援助を行うとともに、自立や活動参加への動機づけを行っている。	
	☐	ウ	利用者の希望等を把握し、日中活動に反映するとともに、複数の活動メニューと社会参加に配慮したプログラムを実施している。	
	☐	エ	利用者一人ひとりの生活と心身の状況に配慮し、日中活動に参加できるよう工夫している。	
	☐	オ	利用者が日常生活の中で、役割が持てるように工夫している。	
	☐	カ	利用者一人ひとりに応じた生活となっているかを検討し、改善する取組を組織的に継続して行っている。	
	☐	キ	(特養)利用者の心身の状況に合わせ、快適な生活のリズムが整えられるよう支援している。	
	☐	ク	(特養)利用者の生活の楽しみについて配慮と工夫を行っている。	

評価機関は、受審施設等が提出した自己評価シートや書類、聞き取りをもとに評価しています。

(4) 受審義務等

令和7年4月1日時点で、以下のサービス種別には受審義務及び努力義務があります。

- ・社会的養護関係施設（児童養護施設等）は3年に1回の受審義務
- ・保育所は5年に1回の努力義務

4 受審施設等の声

- ・ 事前書類を準備するのは大変だが、資料整理を必然的に行うことになるため、ある意味メリットはある。
- ・ 調査員の方とのやり取りで、様々なアドバイスがいただけるのでそれを参考にしながら、次年度に活かすことができている。
- ・ 自分たちの強みと弱みを知ること、処遇改善につながっている。
- ・ 自事業所を客観的に見ることができ、本当に有意義な期間だった。
- ・ 現時点でのサービスの到達度が認識できた。

5 県内の評価機関

○社会福祉法人福島県社会福祉協議会

認 証 番 号：全社協認証第2408-016-04、福島県認証第7-1号

T E L：024-523-1256

HP リンク：<https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/pages/136/>

ONPO 法人福島県福祉サービス振興会

認 証 番 号：全社協認証第2505-004-04、福島県認証第7-2号

T E L：024-563-1201

HP リンク：<http://f-silver.jp/?p=1038>

※ 第三者評価受審についての詳細は、上記機関へお問い合わせください。